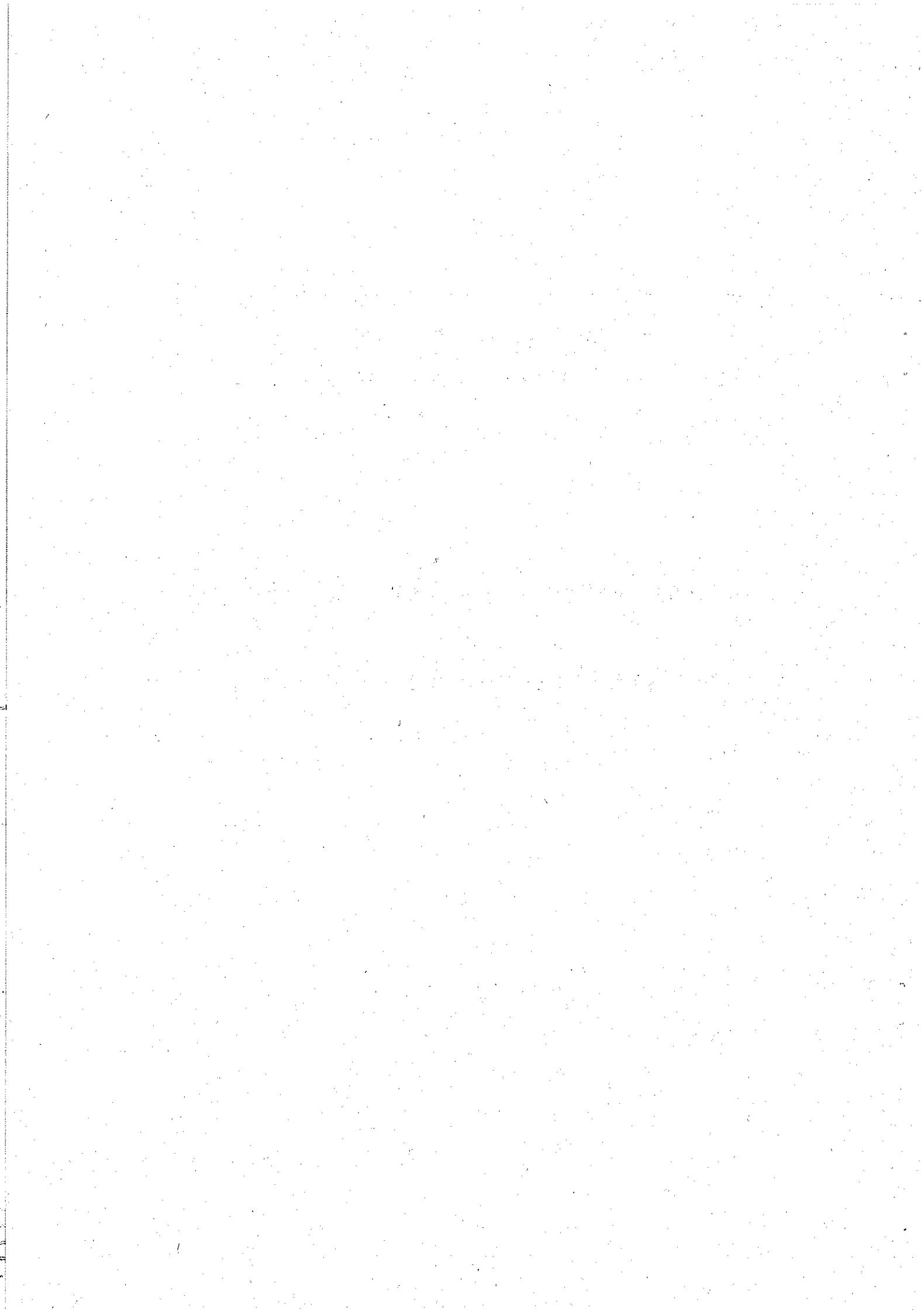


参 考 資 料

第65号議案 指定管理者の指定の件（箕面市立多世代交流センター）

箕面市立多世代交流センターの指定管理に関する仮協定書

箕 面 市



箕面市立多世代交流センターの指定管理に関する仮協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひじり福祉会（以下「乙」という。）は、箕面市立多世代交流センター（以下「センター」という。）の指定管理に関して、次のとおり仮協定を締結する。

（仮協定書の目的）

第1条 この仮協定書は、第27条に定める本協定書が締結されるまでの間において、箕面市立多世代交流センター条例（平成23年箕面市条例第19号。以下「条例」という。）に基づくセンターの指定管理者の行う管理運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（管理運営する施設）

第2条 乙が管理運営する施設の名称、位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立多世代交流センター
- (2) 位置 箕面市稻六丁目14番

（業務の範囲等）

第3条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする

- (1) 条例第2条第1号に規定する高齢者福祉機能「松寿荘」事業の実施に関する業務
 - (2) 条例第2条第2号に規定する子育て支援機能「おひさま」事業の実施に関する業務
 - (3) 前2項に定めるもののほか多世代交流に資する事業
 - (4) 条例第4条第2項第2号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
 - (5) 条例第4条第2項第3号に規定する敷地内の他施設との連携及び調整に関する業務
 - (6) その他甲が定める業務
- 2 乙は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を委託することができる。
- 3 乙は、第1項各号に規定する業務以外の業務について、甲の承認を受けたときは、センターの設置目的の範囲内において実施できるものとする。

（施設、附属設備等の維持管理業務）

第4条 乙は、前条第1項第4号に規定するセンターの施設、附属設備等の維持管理に関し、関係法令その他通達等を遵守し、適正な管理を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する維持管理に当たっては、必要に応じて甲と協議するものとする。

（指定期間等）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成25年4月1日から平成35年3月31日までとする。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理者の責務)

- 第6条 乙は、第3条第1項各号に規定する業務を行うに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例その他の関係法令等に定めるところに従い、センターを適正かつ円滑に管理運営しなければならない。
- 2 乙は、第3条第1項各号に規定する業務を行うに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守しなければならない。

(変更の届出等)

- 第7条 乙は、その名称、所在地、定款及び理事その他甲が定める事項に変更があったときは、10日以内に、甲に届け出なければならない。

(指定管理委託料の支払い)

- 第8条 甲は、第3条第1項各号の業務の実施に係る経費として、指定管理委託料を乙に支払う。
- 2 甲が乙に対して支払う指定管理委託料の詳細は、別途年度協定で定める。

(利用料金)

- 第9条 甲は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として收受させるものとする。
- 2 乙は、あらかじめ甲の承認を得て利用料金を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

- 第10条 センターの開館時間及び休館日は、あらかじめ甲の承認を得て乙が定めるものとする。

(災害時等の対応)

- 第11条 乙は、台風その他の災害により、センターの利用者に危険等があると判断するときは、初動対応を行うとともに、センターの管理について甲に協議しなければならない。
- 2 乙は、災害時等に備えて、防災対策等の危機管理マニュアルを作成し、管理運営業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。
- 3 乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。

(事故等の対応)

- 第12条 乙は、管理運営業務を履行するに当たり事故等が発生したときは、初動対応を行うとともに、直ちに甲に報告を行い、甲の指示に従わなければならない。

(苦情、要望等の対応)

- 第13条 乙は、センターの利用者等から苦情、要望等の申出があったときは、迅速か

つ適切に対応しなければならない。この場合において、苦情、要望等の内容が甲に関するものであるときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(施設、設備等の改修等)

第14条 乙は、センターの施設、設備等に改修等の必要が生じた場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

2 経年劣化による施設、設備等の改修等は、原則として甲が行う。

3 乙は、故意又は過失によりセンターを破損し、又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するよう原状回復しなければならない。

(備品等の修繕等)

第15条 乙は、指定管理期間中、備品等を適切に管理しなければならない。

2 経年劣化による備品等の修繕等は、原則として乙が行う。

3 乙は、故意又は過失により備品等を破損し、又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するよう原状回復しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第16条 乙は、毎年度甲が指定する日までに、第3条第1項各号に規定する業務の実施に係る事業計画書、予算書その他甲が指定する書類を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業計画書等が提出されたときは、その内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(事業報告書の提出)

第17条 乙は、毎年度終了後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき、その管理するセンターの管理運営業務に関し、当該年度における管理運営業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理運営経費等の收支状況等、乙による管理運営の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月25日までに、甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、管理運営業務に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、領収書その他収支の事情を明らかにする証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を当該会計年度終了後10年間保管しなければならない。

(管理運営業務の報告等)

第18条 甲は、管理運営業務の適正な履行を確保するため、定期又は臨時に、乙に対して、当該管理運営業務の履行状況及び経理状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合において、甲は、乙に対して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(個人情報の取扱い)

- 第19条 乙は、別紙「指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項」を遵守し、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
 - 3 乙及び乙の従事者は、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）の趣旨を遵守するとともに、同条例第28条から第30条まで及び第32条の罰則規定の適用を受けるものとする。

(情報の公開、文書の管理等)

- 第20条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえて、積極的にセンターの管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、センターの管理運営業務に関して作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 センターの管理運営に関する文書のうち乙が甲に提出したものは、甲の行政文書として開示の請求の対象となる。この場合において、甲が保有していない文書について、箕面市情報公開条例第24条に基づき甲が当該文書の提供を求めたときは、乙はこれに応じなければならない。
 - 3 乙は、指定管理期間の終了に際しては、甲の指示に従い、甲又は甲が指定する者に対し、保管文書を引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(公益通報)

- 第21条 乙の役員及び乙の従事者は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成19年箕面市訓令第54号。以下「公益通報要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、公益通報要綱第4条に定める通報窓口に公益通報することができる。
- 2 乙の役員及び乙の従事者は、正当な理由がある場合を除き、甲又は公益通報要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
 - 3 前項の公益通報に関する調査に協力した乙の役員及び乙の従事者は、公益通報に関する当該調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指定の取消し等)

- 第22条 甲は、条例第7条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 甲は、前項の規定による指定の取消し等により乙に生じた損害については、一切その責めを負わない。ただし、不可抗力等乙の責めに帰することができない事由により第3条第1項の業務を適正に行うことができなくなった場合は、この限りでない。
 - 3 第1項の規定による指定の取消し等が乙の責に帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

(損害賠償等)

第23条 乙は、センターの管理運営に伴い第三者に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するため、損害保険に加入しなければならない。

2 乙は、センターの管理運営に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに、甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(権利譲渡等の制限)

第24条 乙は、この仮協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(次期指定管理者への引き継ぎ等)

第25条 乙は、その指定の期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、本仮協定書に基づく業務に従って収集した情報や作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含め、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、事務を引き継がなければならない。

2 乙は、その指定の期間が満了したとき又は条例第7条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

(解除条件)

第26条 この仮協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、解除するものとする。この場合において、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

(本協定)

第27条 箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」が可決された後、この仮協定に基づいて甲乙協議し、本協定を締結するものとする。

2 本協定が締結された日をもって、この仮協定は失効するものとする。

(疑義の解釈)

第28条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この仮協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年5月19日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 

乙 箕面市稻六丁目11番20号

社会福祉法人ひじり福祉会

理事長 安達弘 

【別紙】

指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項

- 1 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 3 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 4 乙及び従事者は、この協定に規定するものほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製してはならない。
- 5 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、箕面市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

